

第一合衆国銀行における中央銀行機能

寺 地 孝 之

I. はじめに

アメリカ合衆国は、1837年に全国的規模で厳しい恐慌を経験した。この恐慌は、もともと1836年にイギリスで発生した恐慌が、当時の英米間の経済的連鎖を通じて合衆国にまで波及したものである。すなわち、1830年代においてイギリスは、綿工業のための原綿の輸入先として、またその綿製品を中心とするイギリス製品のための輸出先として合衆国を捕捉し、結果として英米貿易は当時における世界経済の主軸を形成していた。この英米貿易においては、従来よりマーチャント・バンカーの手形引受による信用供与が大いに利用されていたが、この引受信用のイギリスへの過剰な流入は、1836年にピークに達した。また合衆国で土地投機が活発となり、その購入のために銀行券の過剰発行が起こった。そのため合衆国政府は、土地購入代金の支払いを正貨に限定する旨「正貨回状」によって通達したが、これによってイギリスから合衆国への正貨の流出が起こった。こうした事態を憂慮したイングランド銀行は、同年、マーチャント・バンカーによる引受手形の再割引を拒否して合衆国に返送し、また正貨の流出を食い止めるために公定歩合を引き上げた。これを契機として合衆国内では銀行の支払い停止が続出し、さらに産業の全般的恐慌へと至った¹⁾。

ところで、この1837年恐慌に関して『アメリカ金融史』の著者であるマイヤーズ(M. G. Myers)は、次のように述べている。「(合衆国史上-引用者-) これ

1) 1837年恐慌がアメリカにおいてどのような影響を及ぼしたかという点については、拙稿「1837年恐慌の国際的波及-合衆国南部州法銀行について-」『商学論究』(関西学院大) 36巻2号、1988年、141-61頁を参照。

ほど長期にわたり、これほど厳しいものはほとんどなかった。アメリカの州や会社が、イギリスから長期に巨額の借入をしたことと、短期信用にもとづく巨額の商品輸入との組合せが、不安定な信用構造をつくりだし、その信用構造は、イギリスの銀行によってもはや支持されなくなった時点で瓦解した。合衆国政府における、金融市場の機能についての完全な理解の欠如、また何らかの中央集権化された金融統制の欠落が、回復の時期を遅らせた²⁾。つまり、マイヤーズは、もし「何らかの中央集権化された金融統制」が実施されていれば1837年恐慌はこれほど厳しい結果には終わらずに済んだであろうというのである。

当時において、この種の金融統制を実施し得る可能性を持っていた機関としては、1791年から1811年まで存在した第一合衆国銀行 (The First Bank of the United States)³⁾ とその後身として1816年から36年まで存在した第二合衆国銀行 (The Second Bank of the United States) を挙げることができる。しかし、この第二合衆国銀行は、まさにこの1837年恐慌の前年に廃止されていたのである。果して、同行が廃止されたために1837年恐慌はより一層激化してしまったのであろうか。つまりここに、第一合衆国銀行と第二合衆国銀行は、それぞれその存続期間中において中央銀行としての何らかの機能を発揮し金融統制を行っていたのかどうか、そして、もしそのような統制能力があったのであれば、それを剥奪したことは合衆国における1837年恐慌の発生と展開において何らかの影響を与えたのかどうかという問題が存在する。

従って本稿では、この問題に関して、二つの合衆国銀行のうち、先ず第一合衆国銀行に焦点を当て、この銀行が中央銀行としてどの程度の機能を有し、どの程度の政策能力を発揮していたのかということを分析の対象とするものである。そして、同時にまた、同行の設立と運営に当たって、そのモデルになった

2) M・G・マイヤーズ(吹春寛一訳)『アメリカ金融史』日本図書センター、1979年、127頁。

3) 設立時の名称は「合衆国銀行 (The Bank of United States)」であるが、後の第二合衆国銀行と区別するために、後年、通常「第一合衆国銀行」と呼ばれるようになった。以下本稿でもこの呼称を使用する。

とされるイギリンド銀行が、同行に対してどのような影響を及ぼしたかという点についても考察する。

II. 設立過程と基本構造

実際、第一合衆国銀行と第二合衆国銀行を合衆国史上における最初の中央銀行として捉える論述をいくつか見出すことができる。

例えば、ベンジャミン・M・フリードマン (B. M. Friedman) は、次のように述べている。「米国は常に中央集権化された金融政策を持ってきたわけではない。現在アメリカの金融・公共政策構造の一部として定着している中央銀行取り決め (the central banking arrangement) は、米国の歴史上では比較的最近発展してきたものである。共和国の成立の初期に、議会は憲法第1条により委託されている「通貨規制の権限」を初期形態の中央銀行に二度にわたって委託する実験をした。しかし1832年に、「金融財閥」が過度の権力を持つことへの恐怖心を含んだ地域的経済的対立のため、アンドリュー・ジャクソン大統領は、「第二合衆国銀行」の特許状 (チャーター) の更新を拒否するに至った。その後19世紀から20世紀の初めまで、アメリカ合衆国は中央銀行なしでませた⁴⁾。」ここでいう「20世紀の初めまで」というのが1913年の連邦準備制度 (Federal Reserve System) の創設時点を指すことは言うまでもないが、フリードマンは、第一、及び第二合衆国銀行を「初期形態の中央銀行」として認識するのである。

また、例えばシラ (R. Sylla) は次のように述べている。「二つの合衆国銀行は、当時、当地において最大の銀行であり、しかも彼らのモデルであるイギリンド銀行と同じように、政府の銀行でありながら同時に民間銀行としての営業も行っていた。イギリンド銀行と違うのは、彼らの特許状が更新を認められなかつたことである。これは、当時の特許状更新の議論の中で、アメリカ人たちが、連邦政府と特別な関係を持つ銀行が善良かつ適切な機関であると

4) ベンジャミン・M・フリードマン (三木谷良一訳) 『アメリカの金融政策』東洋経済新報社、1982年、3頁。

いう点に結局疑惑を抱いていたためである。その規模と政府との関係のために二つの連邦銀行 (federal bank) は、他の諸銀行を規制するに足る充分な力を持った。同時に連邦銀行は、対政府以外の事業では個人銀行と競合した。

ジェファソン (T. Jefferson) の崇拝者達を中心とする人々は、大会社が持つ規制的な力は民主・共和主義の原則に相容れないと考えた。一方、銀行家と企業家を中心とする人々は、両行との個人的な経済的利害関係から彼らに異を唱えた。この反銀行的見解に関する二つの要素—政治的 idealism と経済的私欲—が相まって、両行の特許状はいずれも更新に失敗した。その結果、合衆国は、先進ヨーロッパ諸国とは対照的に、1836年から1914年まで中央銀行を欠いたまま金融システムの展開を行うことになった。⁵⁾ つまり、シラもまた、1836年までは合衆国に中央銀行が存在したことを見出さず、「他の諸銀行を規制するに足る充分な力を持った」とするのである。

しかしながら、ちなみに、第一合衆国銀行がその設立に当たってモデルにしたとされるイギリス銀行は1694年の設立であるが、既にわれわれが検証したように、同行が中央銀行としての機能を發揮するのは設立後1世紀以上を経た1830年代のことであった⁶⁾。産業革命の先駆者として自生的な発展を求められ、そのため即応能力にも欠けたイギリス経済の中に存在したイギリス銀行は、自らも中央銀行としての完成までにかなりの年月を要したのである。従って、第一合衆国銀行が設立され、存続した期間において、同行がモデルとしたイギリス銀行ですら中央銀行としては完成していなかったのである。こうした状況下において第一合衆国銀行は、どの程度中央銀行としての機能を有していたのであろうか。しかし、この問題に立ち入る前に、先ず、第一合衆国銀行の設立までの経過と、その基本構造を整理しておこう。とくに第一合衆国銀行を問題として取り上げる場合には、その当時の議論においても、またそ

5) Sylla, R., "The Autonomy of Monetary Authorities : The Case of U. S. Federal Reserve System," Gianni Toniolo (ed.), *Central Banks' Independence in Historical Perspective*, Walter de Gruyter, 1988, p. 17.

6) 抽稿「イギリス銀行の中央銀行化過程—1839年恐慌による検証—」『商学論究』(関西学院大) 35巻3号、1988年、53-73頁を参照。

の後の諸研究においても、ハミルトン (A. Hamilton) を中心とする銀行賛成派とジェファソンを中心とする銀行反対派との対立や、その中の同行の合憲性についての問題をはじめとする政治的議論に力点がおかれ、その経営内容や経済的意義については副次的に取り扱われる場合が多かったようと思われる。以下では、この点に留意して、経営的、経済的側面を前面に押し出しつつ整理を進めたい⁷⁾。

先ず、第一合衆国銀行の設立に至るまでのハミルトンの一連の銀行設立計画とその結果としての第一合衆国銀行に対する特許状の内容を概観しておこう。

第一合衆国銀行は、1789年に33歳でアメリカの初代財務長官となったハミルトンによって構想されていた一連の計画に基づいて1791年に設立された銀行である。同行は、「イングランド銀行の例に倣い、一方に於いては新政府財政上の便宜を図り、尚国庫金の保管出納を取り扱わしめ、他方に於いては信用ある銀行券を発行し、通貨の調整統一を図り、全国金融制度上一般に不变且統一的勢力としての役割をとる強大なる機関」⁸⁾を目指して計画されたが、その一連の計画のうち最初のものは、1779年にモリス (R. Morris)⁹⁾ に宛てた書簡の中で明らかにされている。そこで提案された銀行の概要は以下の通りである¹⁰⁾。すなわち、(1)資本金は、2億ドルとする。(2)その資本金の中には外国債1,000万ドルを含む。(3)政府は、株主に対して出資金の20分の1を保証する。(4)政府は株式の半数を引き受け、収益は銀行と折半する。(5)既存の全ての銀行券を回収し、そ

-
- 7) 第一合衆国銀行に関する研究にあたって、とくに経営内容等に立ち入ろうとするとき、その障害となるのは、利用可能な資料が極めて限制的なことである。これは、同行の所有していた資料が、1811年に同行が解散した後に紙くず同様に廃棄されてしまったことと、さらに財務省に一部残存していた資料も1833年の火災で焼失してしまったことに原因がある。Hammond, B., *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, Princeton University Press, 1957, p. 118, f. n.
- 8) 奥田勲『米国銀行制度発達史』内外出版、1926年、復刻版、有明書房、1988年、23頁。
- 9) モリスは、大陸会議 (Continental Congress) の代表者で、1781年に財務官 (Superintendent of Finance, or Financier) に就任し、また82年には自ら北アメリカ銀行 (The Bank of North America) を設立したハミルトンの友人である。Hammond, B., *Banks and Politics*, pp. 46-47. Hildreth, R., *The History of Banks*, Hilliard, Gray & Company, 1837, repr., Augustus M. Kelley Publishers, 1968, p. 51.
- 10) Holdsworth, J. T. and Dewey D. R., *The First and Second Bank of the United States*, Government Printing Office, 1910, pp. 9-10.

の代わりに同行が銀行券を発行する。(6)年額200万ドルを 4 % の利息で議会に融資する。こうした内容の中でとくに極めて高額な資本金が目に着くが、これについては、「数多くの主だった金持ち達の計画への参加」を期待したためであったとハミルトン自身が述べている¹¹⁾。

続いてハミルトンが銀行計画を明らかにするのは1781年で、やはりモリス宛ての書簡においてであった。そこで提案される銀行については10項目以上にも及ぶ条件が述べられているが、そのうちとくに重要と思われるものは以下の通りである。すなわち、(1)紙幣の単位を、ポンド、シリング、ペンスとする。(2)これに基づいて資本金を300万ポンドとする。(3)20シリング以上の銀行券には、4 % の利息を付ける。(4)銀行の特許期間は30年とし、その間他の銀行には特許を与えない。(5)本店をフィラデルフィアとし、マサチューセッツ、ペンシルヴァニア、ヴァージニアに支店を設置する。(6)銀行経営は、12人の理事によって実行し、そのうち8名は株主から、4名は議会から選出する。ここでハミルトンは、通貨単位を従来のドルからイギリス式のポンドへと変更することを提案している。これは、国内において大衆に銀行券に対する安心感を与え、併せて国際的にも従来のドルに対する良くないイメージを払拭するためであった。政府の参加については、州政府や外国人と同様にその所有株が単独で全体の2分の1を超えてはならないと述べているだけで、出資額については言明していない。その代わりに、理事会への参加が具体的に述べられている。また、彼はここにおいて支店銀行制度を提案する。一覧してわかるように、ここで挙げられた3都市は、当時においては必ずしも経済的な中心地とは言い難いところばかりである。これは、銀行券の全国的な流通を目指して、従来銀行券の使用が不便であったところへの出店を配慮したものであったとされる¹²⁾。

以上のような二つの計画を踏まえてハミルトンは、1790年に『国立銀行に関する報告』¹³⁾を発表した。この報告は、当時の銀行反対派を説得し、公的銀行

11) *Ibid.*, p. 10.

12) *Ibid.*, pp. 10-13.

13) Hamilton, A., *Report on a National Bank*, 1790, repr. in McKee, S. Jr. (ed.), *Alexander Hamilton's Papers*, Columbia University Press, 1934, pp. 53-95.

(public bank) の必要性を認識させるために、そのような銀行のもたらす利益と不利益とを比較したうえで、最も理想的であると思われる銀行設立計画を呈示することを主な内容としている¹⁴⁾。

ハミルトンは、公的銀行としての国立銀行 (national bank) がもたらす利益として次の3点をあげる。すなわち、(1)一国の有効的または生産的資本を増加する。(2)とくに緊急時において政府に対し金融上の援助を与える。(3)租税の支払いを容易にする¹⁵⁾。(1)についてハミルトンは、さらに次のように述べている。

「金銀が銀行に預金されれば、銀行券流通の基礎となり、…有効かつ生産的性質を獲得する。」つまり、「ある人が預金したり投資したりした貨幣は、それに基づいて彼自身または他の人々が、それよりはるかに大きな額まで借り得る資金である。健全なる銀行が金銀からなる元金よりはるかに多額を流通することができるるのは周知の事実である。」¹⁶⁾こうした主張からハミルトンは銀行経営における一部準備制度の考え方を持っていたこと、さらには銀行を単なる信用仲介機関ではなく信用創造機関としても認識していたことが窺える¹⁷⁾。また、(2)と(3)はとくに議論の必要のない利益ではある。しかし、ホルズワース (J. T. Holdsworth) は、ハミルトンが(1)に続いてさらに(2)と(3)を主張したこと、すなわち、銀行それ自体がもつ上述のような利益ではなく、単に「国家の最も重要な政治的機構」としての国立銀行の必要性を主張したことが、後に第一合衆国銀行をつねに政治的呪縛の中に留め、結果としてそれを廃棄に追いやることになったと言うのである¹⁸⁾。

またハミルトンは、当時銀行がもたらす不利益として一般に指摘された次の6点を挙げ、それに反論する。すなわち、(1)高利を促進する。(2)銀行の貸付が

14) 以下、『国立銀行に関する報告』の内容については、片山貞雄『ドルの歴史的研究』ミネルヴァ書房、1967年、44-65頁を参照した。さらに同報告の訳出に当たってもこれに従った。

15) Hamilton, *Report on a National Bank*, pp. 54-59.

16) *Ibid.*, pp. 54-55. 片山、前掲書、44-58頁。

17) 片山、前掲書、46頁。

18) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 14-15.

他の貸付の障害となる。(3)過剰取引を誘発する。(4)自然にして利益をあげている取引を邪魔立てしようとする無謀な冒険商人を支援することになる。(5)支払い能力のない不正な商人に架空信用を与え、虚偽の外觀を持たせて、彼らの詐欺を増大する。(6)国外へ金銀を流出させる傾向を持つ。これらに対するハミルトンの反論はここでは省略するが、要するに彼は、このような非難は根拠のないものか、あるいは多少根拠があるにしても、それは銀行制度に内在するものではなく、前述の銀行のもたらす利益によって充分に相殺されると考えるのである¹⁹⁾。

以上のような銀行の利益、不利益を勘案した上で、ハミルトンは、24項目からなる銀行設立案を提出しているが、その主な内容は以下の通りである²⁰⁾。(1) 資本金は、1,000万ドルを超えるべきではない。1株を400ドルとし、個人だけでなく政府も出資できる。(2)一株につき4分の1を金・銀貨、4分の3を6%利付き国債で払い込む。(3)銀行の債務の合計は、資本金を超えてはならない。ただし預金を除く。(4)銀行は、所有地・建物・国債を売却できる。また為替手形、地金の売買、担保商品の売却はできるが、それ以外の商取引をなしえない。その貸付利率は6%を超えるべきではない。(5)法律によって認められなければ連邦政府または州政府に5万ドル以上の貸付をなしえない。また同様に外国政府への貸付も法律による許可を必要とする。(6)投票権は、持ち株数によるが、次の比率にしたがう。1～2株未満、1票。2～10株未満、2株毎に1票。10～30株未満、4株毎に1票。30～60株未満、6株毎に1票。60～100株未満、8株毎に1票。100株以上、10株毎に1票。如何なる者も30票以上保有できない。(7)理事（総裁を含む25人）の選挙は、毎年株主により(6)の投票権にしたがって行われる。再選者数は、4分の3を超えることができない。ただし、改選時に総裁たる者は常に理事に再選される。(8)半年毎の配当は、利潤のうち理事が適

19) Hamilton, *Report on a National Bank*, pp. 59–60. 片山、前掲書、53頁。これら6点それぞれについてのハミルトンの反論については、片山、前掲書、53–58頁を参照されたい。

20) 以下9項目に整理された要点は、片山、前掲書、58–59頁から引用した。24項目全体については、Hamilton, *Report on a National Bank*, pp. 86–91を参照されたい。

当とみなす額。3年に1回、株主に対し3年間の未払い債務と未配分の利潤について、正確、詳細に報告すべきである。(9)銀行券（兌換の維持される限り）は政府に対する支払いに強制通用力を持つ。

このハミルトンによる銀行設立案に基づいて同行に対する特許状（「合衆国銀行出資者加入に関する法律 (An act to incorporate the subscribers to the Bank of the United States)」）が1791年2月25日に成立した²¹⁾。この特許状は、その前文において、「企図される諸目的に応えるべく充分に広範な基礎と、また同時に、高潔にして慎重な管理に適切な保証を与えることのできる原理とに基づいて合衆国銀行を設立することは、国家財政を成功裡に運営し、危急時においては政府が利用するための資金の調達に便宜を与え、また一般に貿易と産業にとって多大の利益を生み出すであろうと考えられる。」と規定している。そして、以下その特許状の内容は、基本的に先のハミルトン案に加筆、修正したもので、12のセクションによって構成されている。先に挙げた主要9項目についても、ほぼハミルトン案が踏襲されているが、敢えてとくに大きく異なる点を挙げるとすれば、(5)に関して、連邦政府への融資限度額を5万ドルから10万ドルに引き上げていることが挙げられよう。しかし、州政府、外国政府等に対する融資限度額は、5万ドルのままハミルトン案が維持された²²⁾。

以上、ハミルトンの銀行計画が、第一合衆国銀行として実現するまでの過程を、1779年の計画、1781年の計画、1790年の『国立銀行に関する報告』、及び1791年の特許状に基づいて概観するとき、当初のハミルトンの理想が10年を経て大きく変化したことが理解できる。例えば、資本金2億ドル（1779年計画）は、特許状ではその20分の1の1,000万ドルとなった。また、銀行券の完全な発行独占を目指していたにもかかわらず（1779年計画）、これは実現しなかった。さらに特許期間は、30年（1781年計画）から20年に短縮されたのである。

次に、こうして特許を得た第一合衆国銀行の基本的な構造を把握しておこ

21) 同法律は、Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 126-32 に所収。

22) Hamilton, *Report on a National Bank*, p. 87, No. 8. Act of Incorporation, Sec. 7-XI.

う。第一合衆国銀行は、本店をフィラデルフィアに設置し、1791年7月4日に株式を公開し、特許状取得後約10ヶ月を経て、1791年12月12日より店頭で通常の営業を開始した。この特許状の期限は、1811年3月11日までの20年間とされ、この間、連邦政府は他の同種の機関に対して特許状を付与しないことが取り決められていた²³⁾。資本金は、特許状に基づいて1,000万ドルとし、その5分の1に相当する200ドルを政府が出資した²⁴⁾。理事会は、25名で構成され、規定に基づく投票権によって株主の中から選出された。営業の開始に先立つ1791年10月25日には、北アメリカ銀行の頭取であったウィリング(T. Willing)が理事会によって初代総裁として選出された。支配人、出納担当者、経理担当者等も順次採用された²⁵⁾。また、同年11月22日には同行の経営に関する細則が株主と顧客に対して公表された。そこでは、営業日（日曜日、クリスマス、創立記念日である7月4日を除く毎日）、営業時間（9時から16時まで）、記帳単位（ドル及びセント）、割引率（5%以上6%以下）等が、詳細に規定されていた²⁶⁾。

第一合衆国銀行の構造においてとくに注目しなければならないのは、その支店網である。この支店設置に関してハミルトン自身は、かつて1781年計画でマサチューセッツを始めとする3支店の設置を構想したことはあるものの、『国立銀行に関する報告』の中ではその問題を除外していた。これは、ハミルトンが一連の銀行計画を構想してゆく過程の中で、支店を設置すれば支店に対してある程度の経営の自主性を持たせざるを得ず、取り付け発生時における危険の分散というメリットは認められるものの、全体としては経営を複雑化して危険を増大し、また支店間の利害の衝突も起こるのではないかと危惧していたためであるとされる。従って彼は、支店経営は本店経営が安定してから後でも充分であると考えていたようである。しかし、彼の意図に反して、1791年1月の理

23) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 20. Act of Incorporation, Sec. 12.

24) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 31–34.

25) *Ibid.*, pp. 25–27.

26) *Ibid.*, pp. 27–29.

事会で、先ずニューヨーク（資本金180万ドル）、ボストン（同70万ドル）、ボルティモア（同60万ドル）、チャールストン（同60万ドル）の4支店の開設が決定され、さらに、翌2月には、ノーウォーク（同60万ドル）、サバンナ（同50万ドル）、ワシントン（同20万ドル）、ニューオリンズ（同30万ドル）の4支店の開設も決定された。8支店の合計資本金額は530万ドルに達し、本店資本金の2分の1を上回った。その後8支店の経営は順調であったため、ハミルトンも1794年には、バージニア州アレキサンドリアへの支店設置を自ら提案した²⁷⁾。

III. イングランド銀行との類似性と中央銀行機能

こうして経営を開始した第一合衆国銀行は、例えば先に引用したシラの論述の中にもあるように、イングランド銀行をモデルにして設立されたとされる。実際、「ハミルトンの合衆国銀行がイングランド銀行のコピーであるということは、既に多くの論者が明らかにしている」²⁸⁾が、果して第一合衆国銀行は、何故イングランド銀行をモデルとして採用し、また具体的にどのような点で類似していたのであろうか。

先ず、ハミルトンは、行政府の役職である財務長官という地位にありながら、第一合衆国銀行の特許状作成という立法作業に携わったのであるが、この行政のみならず立法に関する職務も受け持つという財務長官の機能は、当時のイギリスにおける大蔵大臣の機能に極めて類似していたという点が指摘できる。ダンバー (C. F. Dunbar) は、合衆国における財務長官の地位がイギリスの例に倣って行政と立法の両者にまたがるものとして位置付けられ、とくに立法府に対する指導がその職務の内に含まれていたからこそ、本来行政官であるハミルトンの提案した銀行計画が、立法府たる議会においてほぼ原案通りに採用されたとしている²⁹⁾。

27) *Ibid.*, pp. 36–40.

28) Swanson, D. F., *The Origins of Hamilton's Fiscal Policies*, University of Florida Monographs, Social Sciences, No. 17, Winter 1963, University of Florida Press, p. 75.

29) Dunbar, C. F., "Some Precedents Followed by Alexander Hamilton," *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 3, Oct., 1888, p. 32.

財務省が1789年9月2日の法律に基づいて設立され、同月11日ハミルトンが初代長官に任命された。そして彼は、議会の要請により、独立以降極めて悪化していた公信用 (public credit) を回復し、国家の名譽を向上させるための諸計画の作成に着手した³⁰⁾。その成果の一つが、国家債務の償還計画についての『公信用に関する第一報告』³¹⁾であり、もう一つが、前述の『国立銀行に関する報告』であった。これら一連の計画の作成にあたって、とくに金融問題に関する専門的な知識を持たなかつたハミルトンは、イギリスの経験から多くを学んだ。実際、当時のヨーロッパ先進諸国においてアメリカがモデルとして採用し得る金融システムを確立していたのは、イギリスとせいぜいオランダ程度であった。フランスは革命直後であり、スペインは浪費の果てに疲弊しきっていた。ロシアとオーストリアは、金融不安と不況に喘いでいた。ドイツとイタリアについてもとくに学ぶべきものはなかつた。このようにハミルトンにおいては、第一合衆国銀行の設立計画に当たつて、既存のヨーロッパの諸銀行を研究したうえで、イギリスのイングランド銀行をモデルとして採用するより他に選択の余地はなかつたのである³²⁾。

従つて、ハミルトンの『国立銀行に関する報告』とそれに加筆修正を加えた第一合衆国銀行の特許状は、1694年のイングランド銀行の設立特許に関する条例³³⁾を参考にして起草された。例えは、その一例として『国立銀行に関する報告』における第7項、並びにそれに基づく特許状第7項-Xは、公的銀行としての立場から、かかる銀行が、公債、為替手形、金銀を除く諸商品の売買を行うことを禁止しているが、これは、イングランド銀行の設立特許に関する条例の

30) *Ibid.*, pp. 53-54.

31) Hamilton A., *First Report on the Public Credit*, 1790, repr. in McKee, S. Jr. (ed.), *Alexander Hamilton's Papers*, Columbia University Press, 1934, pp. 3-50.

32) Dunbar, "Some Precedents," pp. 35-36.

33) イングランド銀行の設立特許に関する条例は、いわゆる「トン税法」(5 and 6 will. and mary, C. 20.) の中に含まれているが、同行の設立に関する条例の抜粋は、アンドレアーデス（町田義一郎訳）『英蘭銀行史』日本評論社、1932年、569-79頁に掲載されている。

第 xxvii 項の一部をほぼそのまま引用したものであるとされる³⁴⁾。

また、両行に関しては、その資本調達の方法とその結果としての経営主体における類似性も指摘しておかなければならぬ。すなわち、イングランド銀行は、その設立にあたって資本金120万ポンドを全額民間からの応募に頼ったが³⁵⁾、第一合衆国銀行も同様に民間から資本調達を行い、政府出資は総資本の5分の1に留められた。これは、両行ともに公的部門からの干渉を極力排除して独立性を維持するための方策であった。しかしながら、例えばアムステルダム銀行 (The Bank of Amsterdam) が公立の銀行でありながら一部富裕者層のみを対象として経営されたのとは異なり、経営の主体は民間に委ねられながらも、割引、預金、発券といった一連の業務を、公的銀行として、公私を問わずビジネス全般の諸取引のために実行したことでも両行に共通である³⁶⁾。「ハミルトンは国立銀行の目的は私的利息よりも公益であるとするが、銀行が完全な信頼を受けるためには公的指導原理ではなく私的指導原理に従うことが重要であると述べ、もし銀行信用が政府の自由裁量に任せられるとすればその悲惨な乱用が起こるに違いないと論ずるのである。」³⁷⁾

その他にも、設立の根拠となった法律の内容において、また実際の銀行経営において、種々の類似点を指摘することが可能である。しかしながら、いずれにせよ「イングランド銀行も第一合衆国銀行も共にその設立目的は、財務当局と協力できる総体的な銀行権力 (general banking powers) を有する民間銀行の確立にあった」³⁸⁾ ために、結果として多くの類似点を持つことになったのである。

34) Dunbar, "Some Precedents," pp. 57-58.

35) イングランド銀行は、1694年6月21日に資本の募集を開始したが、2万ポンドを上限とする個人応募の方法がとられた。当時、女王も一個人として1万ポンド応募している。なお、この資本金120万ポンドは調達終了後に全額政府に貸上げられ、その代わりに政府は8%の利子と経営費4000ポンド、合計年額10万ポンドを支払うことになっていたのであるから、政府との関係が皆無であったというわけではない。アンドレアデス（町田義一郎・吉田啓一訳）（新訳）『イングランド銀行史』日本評論社、1971年、85-86頁。

36) Dunbar, "Some Precedents," p. 56.

37) 片山、前掲書、57頁。

38) Dunbar, "Some Precedents," p. 58.

このように、やがて中央銀行として確固たる地位を築くことになるイングランド銀行をモデルとして設立された第一合衆国銀行は、中央銀行としてどの程度の機能を有していたのであろうか。かつてわれわれは、一般に中央銀行を規定する場合の必要条件として、(1)発券独占銀行であること、(2)政府の銀行であること、(3)銀行の銀行であること、(4)その国の最後の貸し手 (*lender of last resort*) であること、そして以上(1)から(4)までの条件を備えた上で、(5)金融政策の運営主体であることを規定した³⁹⁾。本稿においても、この条件に従って第一合衆国銀行の内容を検討してみよう。

(1) 「発券の独占」について。既に指摘したように、ハミルトンは1779年の計画においては、既存の全ての銀行券を回収し、それに代わって当該銀行が発券を独占するという構想を持っていた。しかしながら、この発券の独占は特許状には盛り込まれなかった。そのため、第一合衆国銀行が設立された1791年において既に、ボストンで1784年設立のマサチューセッツ銀行 (The Bank of Massachusetts) が、ボルティモアで1790年設立のメリーランド銀行 (The Maryland Bank) が、フィラデルフィアで1781年設立の北アメリカ銀行が、またニューヨークで1784年設立のニューヨーク銀行 (The Bank of New York) が営業しており、いずれの銀行もそれぞれの銀行券を独自に発行していたのであるが、第一合衆国銀行の設立にあたって、これらの銀行券が回収されたり発行を禁止されることとはなかった。そして、その後に設立された州法銀行についても同様に発券は自由であった。従って、第一合衆国銀行は、発券独占銀行ではない。しかしながら、特許状の第10項は、「当該会社 (=第一合衆国銀行-引用者-) の紙幣、あるいは銀行券は、その発行時点から兌換をなし得るものであり、要求が有り次第、金貨、もしくは銀貨にてこれを行う。そして、合衆国に対する全ての支払いについて同銀行券を受領する。」と定めた。これに基づいて、「あらゆる租税が合衆国銀行券で支払い可能となつたために、同銀行券は他のいかなる銀行の銀行券よりもはるかに幅広い流通を獲得したのである。」⁴⁰⁾ そ

39) 前掲拙稿「イングランド銀行の中央銀行化過程」、57頁。

40) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, p. 51.

して、ホルズワースは、この点を以て、第一合衆国銀行の銀行券は法貨 (legal tender) となつたと規定する⁴¹⁾。確かに、国家への租税の納入に関してその使用が無制限に承認されたとき、当該貨幣は法貨としての必要条件を備えるに至るであろう。しかしながら、さらに当該貨幣は、国家的強制力によって国内の全ての債権債務関係の決済において受領されるとき、法貨としての十分条件を備えたと言えるであろう。従って、他の州法銀行の銀行券の発券が国家的強制力によって禁じられることなく、それが決済手段として大いに利用されていた当時の状況においては、第一合衆国銀行の銀行券は完全な意味での法貨ではなかったと言えよう。それでもこのような条件付きとはいえ、第一合衆国銀行は、法貨としての銀行券の発行に関しては、これを独占したといえよう。

ところで、この問題について、イギリンド銀行の場合と比較してみよう。イギリンド銀行券が法貨としての地位を獲得するのは、1833年の銀行条例においてであった。このときよりイギリンド銀行は、法貨としての銀行券の発行を独占した。しかし、地方銀行における発券が禁じられたわけではなかったので、イギリンド銀行の場合も完全な意味での発券の独占を達成したわけではなかった。他の銀行券の発行が完全に停止し、イギリンド銀行券のみが流通するようになるのは今世紀に入ってからのことであり、それまで法貨としてのイギリンド銀行券と他の銀行券が併存して流通したことは、アメリカの場合と同様である。ところがイギリスの場合は、イギリンド銀行券の独占的流通に向けて社会的合意が次第に整つていったのに対して、アメリカの場合は、むしろそのような独占に対する反感の方が最初から打ち勝つてしまい、その発行主体たる銀行の存在自体が否定されることになったのである。

(2) 「政府の銀行」について。第一合衆国銀行は、政府への貸付を行い、政府の外国為替取引を代行し、政府資金の預託を受け、租税の支払い窓口となり、さらに支店網を通じて公費の移転を実行していた⁴²⁾。従って、政府の銀行としての地位は獲得していたといえる。

41) *Ibid.*, p. 19.

42) *Ibid.*, p. 54.

第1表は、第一合衆国銀行の本店及び支店、並びに各州法銀行の政府資金残高の推移を示している。この表から、従来既存の州法銀行に分散して預託されていた政府の資金が、第一合衆国銀行へ次第に集中されていった過程が理解できる。また、対政府貸付に関しては、第一合衆国銀行はこれを政府の要求があり次第、直ちに実行した。同行は、その設立時に、政府出資額と同額の200万ドルを6%の利子で融資したが、これは特許状の規定に基づくものであった。しかし、その後も軍事費支出の増大などのために、対政府貸付の残高は増大する一方であった。1791年末における同残高は250万ドルであったが、1795年1月には470万ドルとなり、さらに同年末には620万ドルに達した。つまり、第一合衆国銀行は、設立後4年にして資本金の2分の1を超える資金を政府に融資していたのである。このような政府に対する過剰な融資は、対民間サービスを著しく低下させていた。そして、600万ドルを超える融資残高のうち、約440万ドル分は、1796年中に支払い期限が到来する融資であった⁴³⁾。このため返済に困った政府は、国債による借換を検討したもののうまくゆかず、結局政府所有の第一合衆国銀行株の売却によって急場をしのいだ。これによって政府の持ち株数は、当初の5000株から2220株まで減少した。さらに、この2220株も1802年にロンドンのベアリング商会へ売却され、これによって政府は、第一合衆国銀行の株主としての地位からは離脱してしまっている⁴⁴⁾。

(3) 「銀行の銀行」について。第一合衆国銀行が設立された当時、既存の州法銀行は、北アメリカ銀行をはじめわずかに4行しかなかったことは既に述べた。第一合衆国銀行の対銀行関係をこの4行を中心とするニューイングランド諸州の州法銀行との関係に限れば、第一合衆国銀行は、これらの銀行と共に存し、さらにある程度「銀行の銀行」として機能していたと言えよう⁴⁵⁾。例えば、第一合衆国銀行は、1792年以来、北アメリカ銀行との間で週1回の定例合同会議を

43) *Ibid.*, pp.42-45.

44) *Ibid.*, pp. 48-49.

45) 第一合衆国銀行が設立された1791年に存在していた州法銀行4行の資本金額は、合計250万ドルであった。U. S. Department of Commerce, *Historical Statistics of the United States, 1789-1945*, 1949, p. 261.

第一合衆国銀行における中央銀行機能

539

第1表 政府資金残高の推移

年 月	合衆国銀行 本支店合計 (1)	連邦銀行												合計 1 13	
		本 店 (2)	ボストン 支 店 (3)	ニューヨ ーク支 店 (4)	ボルティ モーク支 店 (5)	チカーリス トニア支 店 (6)	マサチュー イタク銀行 (7)	ニューヨー ク銀行 (8)	a) フロリダ デラス銀行 (9)	メリーラン ド銀行 (11)	総計 1 13	1 14			
1792	1	133,000	133,000	—	—	—	820,862	65,578	224,677	471,972	7,969	50,665	953,862	13.9	
	2	456,278	456,278	—	—	—	408,993	71,215	128,708	151,516	7,969	49,583	856,271	52.7	
	3	692,959	692,959	—	—	—	138,795	31,769	32,352	31,515	8,404	34,752	831,754	83.3	
	4	356,643	356,643	—	—	—	394,734	37,712	254,930	31,515	7,156	60,418	751,377	47.4	
	5	301,455	301,455	—	—	—	475,930	50,785	305,854	31,515	7,156	86,618	777,385	38.8	
	6	333,459	309,186	—	24,273	—	420,732	3,735	294,527	31,515	5,856	85,095	754,191	43.9	
	7	431,470	212,403	111,343	63,919	—	43,805	191,663	11,415	62,628	61,601	18,434	37,581	623,133	69.2
	8	443,268	208,988	99,538	83,099	b) 2,530	49,113	150,494	13,012	54,078	61,601	21,588	2,723	533,762	74.7
	9	642,318	401,084	110,139	93,980	3,454	33,661	148,139	13,626	54,259	61,601	18,649	9,800	790,457	81.3
	10	268,308	117,198	77,666	14,130	22,344	36,970	152,606	13,626	60,219	61,601	17,157	—	420,914	63.7
	11	449,259	172,405	116,686	64,908	51,616	172,703	13,626	69,019	61,601	28,452	—	621,962	72.2	
	12	764,155	247,139	143,267	223,321	81,074	69,354	176,580	13,626	69,019	61,601	45,957	—	940,735	81.2
1793	1	624,431	109,169	154,860	224,734	73,653	62,015	158,781	—	69,019	61,601	28,157	—	783,212	79.7

注: 各月、1日現在の残高 a) The Bank of Providence b) 15日現在の残高
 出所: J.T. Holdsworth and D.R. Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, Government Printing Office, 1910, p. 57. 作成.

開催し、情報交換を行い、民間融資において両行の利害が衝突しないように調整を図っていた。この会議には、その後1793年に設立されたペンシルヴァニア銀行 (The Bank of Pennsylvania) も参加している⁴⁶⁾。また、同様の共存関係は、第一合衆国銀行のニューヨーク支店とニューヨーク銀行 (The Bank of New York)との間でも形成されていた⁴⁷⁾。勿論、このような関係は、同じ民間銀行同士の対等な結び付きでしかない。しかしながら、第一合衆国銀行の特許更新のために同行の株主によって提出された請願書において主張されたことが事実であるとすれば、第一合衆国銀行は、商業信用全体の守護者として行動し、諸州での商取引において貨幣の不足を防止し、危急時には、州法銀行の保護と支援を行ったという⁴⁸⁾。そうであるならば、第一合衆国銀行は他の銀行と対等な関係を維持しつつも、さらにそれよりも一段高いところで、銀行の銀行としても機能していたと言えるだろう。しかし、実際にはこうした状況は、やはりニューイングランド諸州の中においてのみある程度認められることのようで、南部などでは、他の州法銀行に対して競合関係にあったと考えるのが妥当であろう。そしてさらに、個人銀行をも含めた合衆国金融市场全体の中で、第一合衆国銀行があらゆる銀行のための銀行として機能していたと考えることは極めて困難であろう⁴⁹⁾。

(4) 「最後の貸し手機能」について。従って、以上のことから、確かに「法貨」としての銀行券の発行の独占を獲得し、その銀行券が他の銀行券よりも優位な地位を獲得していたとはいえ、再割引を通じてロンドンに所在する銀行を経て地方銀行との間に全国的な信用連鎖を形成していたイギリス銀行の場合と異なり、第一合衆国銀行が最後の貸し手として機能することは殆どなかったで

46) Holdsworth and Dewey, *The First and Second Bank of the United States*, pp. 40–41.

47) *Ibid.*, pp. 41–42.

48) *Ibid.*, p. 83.

49) 例えば前述のニューヨーク支店とニューヨーク銀行の関係においてすら、通常はこのような協調関係にありながら、1796年にニューヨーク銀行が政府への過剰融資と銀行券の過剰発行のために経営困難に陥った際には、同支店は、同行を救済どころか同行に対する貸付金の返済を要求したとされる。*Ibid.*, pp. 41–42.

第一合衆国銀行における中央銀行機能

541

あろうと考えられる。しかし同時に他方で、他行銀行券を受けとった場合に、その兌換を請求するなどして同行への正貨の集中を図り、同行が「最後の貸し手」機能を確立しつつあったこともまた指摘されなければならないであろう⁵⁰⁾。

(5) 「金融政策の運営主体」について。以上(1)から(4)の各条件についての検討結果から、第一合衆国銀行が中央銀行としての基本的条件を充分に満たしていないことは明らかであるが、このような条件不足のもとでも、同行は、公的銀行としての立場から、金融市場の健全性維持のためにある程度の施策は実行している。例えば同行は、マネーサプライの管理のために次の二つの方法を探った。第一に、既に述べたように同行が受けとった他の州法銀行の銀行券を各州法銀行に呈示してその兌換を請求した。第二に關税の徵収は政府に代行して第一合衆国銀行が行ったが、その際不換州法銀行券の受取を拒否した⁵¹⁾。こうした方法は、州法銀行の過剰発行の阻止にかなりの程度役立ったとされる。そして、州法銀行の過剰発行を統制する一方で、自行の経営の健全性の確保にも努力した。第2表に第一合衆国銀行と州法銀行の主要勘定が示されているが、1811年の段階で、第一合衆国銀行の正貨準備率は100%以上であった。

しかしながら、特許状に基づいて割引率が5%以上6%以下に固定化され

第2表 第一合衆国銀行と州法銀行の主要指標

〔ドル、%〕

年	銀行数	資本金	発券高	正貨保有高	準備率
第一合衆国銀行					
1811	—	10,000,000	5,400,000	5,800,000	107.4
州法銀行					
1811	88	42,610,601	22,700,000	9,600,000	42.3
1815	208	82,259,590	45,000,000	17,000,000	37.8
1816	246	89,822,422	68,000,000	19,000,000	27.9

〈注〉準備率=(正貨保有高/発券高)×100

〈出所〉 A. Gallatin, *Considerations on the Currency and Banking System of the United States*, Care & Lea, 1831, repr., Greenwood Press, 1968, p.45より作成。

50) *Ibid.*, p. 51.

51) 片山、前掲書、61-62頁。

ていたので、今日の公定歩合政策のように割引率の変更を通じて法貨としての同行銀行券の流通量を調整し、これによって金融市场に働きかけるといったようなことはできなかった。

IV. おわりに

本稿では、第一合衆国銀行の設立過程とその基本構造を概観した後に、同行がイギリンド銀行をモデルにしたものであるのかどうかについて検討し、さらに同行が中央銀行としてどの程度の機能を有していたかについて検討を行った。

第一合衆国銀行がイギリンド銀行をモデルとしたことに関するところは、いくつかの類似点を指摘することによって確認できた。そして、このイギリンド銀行が中央銀行としての地位を獲得したのは1830年代のことであったから、もし第一合衆国銀行がその存続期間中に中央銀行としての機能を果していれば、モデルとしてのイギリンド銀行に先行したことになる。ハミルトンによる計画の段階では、今日でいう中央銀行としてかなり理想的な銀行が構想されていたし、それがそのまま実施されれば、第一合衆国銀行は確かにモデルとしてのイギリンド銀行よりも先に中央銀行となる可能性を孕んでいたのかもしれない。しかし、中央銀行としての地位は、当該銀行それ自体の資質によってのみ決定されるものではなく、対政府関係、対銀行関係を含む金融システム全体の中で決定されるものであろう。そして、当時における合衆国金融市场は、ハミルトンの理想を受け入れるにはまだ充分な環境が整えられていなかったのであり、それ故にこそ同行は、その特許の更新を拒否され、1811年に解散を余儀なくされたのである。しかし、それにもかかわらず、同行はその存続期間において、与えられた環境の中である程度中央銀行としての機能を發揮したことは確かである。そのことは、同行の特許更新が拒否された後、州法銀行が簇生し、銀行券が過剰発行されたという事実からも理解できるであろう（第2表）。従って、確かに第一合衆国銀行は、かつてヌスバウム（A. Nussbaum）が指摘したように、ケインズ（J. M. Keynes）のいう「銀行という惑星によって取り囲まれた

太陽としての中央銀行」⁵²⁾ ではなかつであろうが⁵³⁾、それでもベンジャミン・M・フリードマンのように「初期形態の中央銀行」として位置付けることは決して誤りではないと思われる。

(筆者は関西学院大学商学部専任講師)

-
- 52) Keynes, J. M., *A Treatise on Money, I The Pure Theory of Money*, the Collected Writings of John Maynard Keynes, vol. 5, 1930, p. 9. 小泉 明・長澤惟恭訳『貨幣論 I - 貨幣の純粹理論』(ケインズ全集 第5巻) 東洋経済新報社、1979年、10頁。
- 53) Nussbaum, A., *A History of Dollar*, Columbia University Press, 1957, p. 50.